

Title	安陽王の出自について：藤原利一郎・饒宗頤両氏の所論をめぐって
Sub Title	On The problems concerning the origin of An-du'o'ng vu'o'ng 安陽王
Author	陳, 荊和(Chen, Ching-Ho)
Publisher	三田史学会
Publication year	1970
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.42, No.4 (1970. 3) ,p.1(367)- 12(378)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19700300-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19700300-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 安陽王の出自について

—藤原利一郎・饒宗頤両氏の所論をめぐって—

陳 荆 和

秦末漢初の北ベトナムに、蜀王子と称する人物が進出し、当地の雒越を征服して、甌雒国を建て、封溪の古螺城を都とし、安陽王と称したと云う所伝はベトナム民間では古くから知られて居り、大越史記全書の外紀全書（巻一）はそのために別に蜀紀を立てて、安陽王の姓は蜀、諱は泮で、巴蜀の出身となし、前二五七年雄王の文郎国を併合して、在位五十年、前二〇八年南越王趙佗に亡されたことを記している。かゝる記載は黎文休原撰の大越史記にはなく、多分一四七九年呉士連が全書を編じた際、民譚を集めた嶺南摭怪の如き書から採録したものであらうと考えられているが、この安陽王なる人物の實在性については、従来史家によつて見方が異なり、半伝説・半實在の人物乃至は實在の人物として扱はれて来た。

安陽王の出自についても、越南の知識層では蜀の王子たる所伝に疑問がもたれ、嗣徳朝官撰の欽定越史通鑑綱目の編者も四川の蜀と越南の間に横はる地理的隔絶及び古代西南夷の状態より見て、これを疑問視し、又現代の越南史家でも、故陳仲金氏の如きはこれを疑ひ、その著越南史略の第二章蜀氏（二五七—二〇七B・C）にて次の如く述べている。

我国の史乗に見える蜀氏は中国の蜀ではない。何となれば、中国の歴史では当時巴蜀（四川）は既に秦に帰属して居り、国王のある筈はないからである。更に、蜀王泮は文郎国を佔領したのち、国号を甌駱と変えたと云ふ、つまり甌駱

国は蜀国と文郎国を包含したわけである。併し、史書を按ずるに、巴蜀が甌駱に帰属したとの伝承もなく、况や地理上から見ても、巴蜀（四川）から文郎（北ベトナム）に至るには、その間数知れぬ山河を隔てて居り、如何にして、蜀王の軍隊が容易に來りて、文郎国を佔領出来ようか。史上では、安陽王の姓は蜀にして、諱は泮とも云う。しからば、蜀氏と云ふのは文郎国附近の独立した勢力であり、中国の蜀では有得ない。

陳仲金氏の考えは綱目の編者と同じく、安陽王が中国戦国時代の蜀国の王子たることを疑つたのであるが、更に一步進んで、蜀を姓、泮を諱となす見方を肯定して、安陽王が雒越近辺の一豪族乃至は独立部族的勢力であらうと推論したのである。

同じく越南の史家である陶維英 (Đào Duy-Anh) 氏は華陽国志 (卷三、蜀志) をも参考して、次の如く陳仲金氏の説を推しすゝめている。

戦国時代の四川に存立した蜀国は周慎靚王の五年 (前三一五年) 秦に滅され、蜀王は武陽で殺されたが、その傳相と太子は逢郷までのがれ、のちに岷江の南の白鹿山で死に、かくて蜀国開明王の王統は絶えた。又蜀とベトナムの間には貴州や雲南を隔てて居り、蜀国の王子が百年を経た紀元前三世紀の末に雄 (雒) 王を征服して甌駱国を建てる筈はないので、恐らくは蜀王の遺裔が岷江を下つて楚国に避難し、三十六年後、楚も秦に亡されると、滇池 (雲南) で王を称した楚將莊矯の許に身を寄せた。のちに、蜀王家の子孫たる蜀泮が紅河上游から北越に進出、各地の雒や甌越の部落を従え、前漢以後西子と呼ばれる紅河と湄江に跨る広大な地域を占拠したが、前二一四年秦の越人征伐には蜀泮は土著勢力に推されて、甌雒の領袖となり、秦軍と戦い、前二〇七年秦軍を撃退して勝利を得たのちは甌駱を統一して、甌駱国を建て、古螺に都を定め、且つ安陽王と称したのであらう。

陶氏の見方は勿論純然たる臆説であり、秦漢時代中国西南に於ける多数の非漢民族の所在とそれに直接関連する郡県の範

困や位置が明確に考定されにくいことは久村因氏の研究にても充分うかゞはれる所であり、かゝる歴史地理研究の現状から見ても行過ぎた推論は禁物であらう。又年代的に云つても、陶氏によると蜀泮は秦軍と戦つて前二〇七年に勝利を得たとあるが、これは全書と綱目が安陽王の滅亡年代を秦二世二年（前二〇八）にかけていることとも矛盾を生ずるものである。

最近、藤原利一郎教授も安陽王が四川から来た蜀王子たることを疑はれて、古代文化（第十八巻二号、一九六七年）に「安陽王と西嘯―ベトナム古代史小攷―」と題する論考を発表され、その中文訳の論文を新加坡の許雲樵氏が主宰する「東南亜研究」（第三巻、一九六七年）に載せられたが、新加坡大学中文系主任の饒宗頤教授はそれを読んで異見を生じ、「安陽王と日南伝」と題する一文を「史学」に寄せられた。その全文は本誌前号（第四十二巻三号）に掲載されたが、本文論考の便宜上、次に藤原氏と饒氏所論の要旨を述べたい。

藤原氏は先ず古代史料の検討と秦末漢初の南越王国をめぐる華南の局勢から見て、安陽王なる人物の存在を信じ、その統治年代も大体杉本直治郎博士の所論に従つて、前二一〇―二〇八年とせられたが、水経注（巻三十七）所引の交州外域記及び史記索隱姚氏按語所引の広州記共に安陽王を「蜀王子」となすことに疑惑を抱き、当時の中国西南夷割拠の情勢から見て、今の四川省に当る蜀の王子が北ベトナム紅河デルタ地区に進出して、王を称することは有得ないとされた。かゝる立場から藤原氏は交州外域記及び広州記に見える「蜀」は当初は「西句」とかゝられたものの如く、「句」と「嘯」の両字は漢代では同音であり、原来「西嘯」とかゝれるべきものが、「西句」ともかゝれ、後代伝写の際に「西句」が一字になり、字形の類似により、「蜀」になつたのであらうと推考された。つまり、蜀△西句∥西嘯∥西甌なる一連の関係が存すると考えられるので、従つて、「蜀王子」は即ち「西甌王子」であり、その人物は淮南子人間訓に見える秦軍と戦つて殺された西嘯君訳吁宋の子でもあるらしく、かくて交州外域記の「蜀王子伐駱（雒）」なる所伝は西甌の王子が駱（雒）越を征伐した

ことに外ならないとされた。

これに対して、饒氏の論旨は多少明確を欠く所があるが、その要点は維民の政治・社会組織に関する交州外域記と広州記の所伝は広雅書局叢書の史記索隱単刊本(卷廿五)に見える姚(察)氏按語では益州伝から引いていることに注目し、姚察以前に益州に関する著述は三国時代蜀譙周の益州志、梁李膺の益州志及び任豫の益州志の三書があるが、姚氏は三書の中どの書から引いたのか明らかでなく、安陽王に関する史料はこの外に、日南伝、太康地記、劉欣期交州記、沈懷遠南越志、劉昭統漢郡国志、李石統博物志の諸書にも見えることを指摘している。饒氏によれば就中日南伝は最も重要で、これに安陽王のことが記載されているのは必ずや呉時に中国に伝聞されたもので、安陽王に関する最も初期の史料であると見なし、更に上掲諸書に見える安陽王関係の記事を紹介し、夫々書誌学的考察を加えたが、結論として、安陽王の事は原来日南伝に見えたもので、各書の記載も明確であり、安陽王は問題なく実在の人物である。姚氏按語は広州記より採つたのみならず、且つ益州伝をも引いている。安陽王は蜀王子であつた故に益州志がその事蹟を載せるのは極く自然なことで、蜀王の「蜀」に誤のある筈はないと主張された。

越南史に於ける安陽王の問題は日本史に於ける邪馬台国にも比すべき重大問題であるのにも拘わらず、従来厳密な歴史研究の対象とはならなかつた。この意味で、藤原・饒両氏の論考は何れも専門的見地に基いた研究で、越南古代史の解明に対して重要な寄与をなすものと思はれる。しかしながら、両氏論考の間には猶検討の余地を残す問題点も存するので、次に少しく鄙見を開陳して、藤原・饒両氏並びに諸賢の御指教を仰ぎたい。

先ず、藤原氏の推考された蜀<sup>△</sup>西<sup>△</sup>句<sup>△</sup>西<sup>△</sup>嘔<sup>△</sup>西<sup>△</sup>甌なる一連の関係は興味深い着眼ではあるが、歴史的な裏付けが足りないように思はれる。成程、藤原氏の云われるように「西<sup>△</sup>句<sup>△</sup>」二字の形譌で、「蜀」の一字になつたと云ふ可能性は充分考えられる。殊に縦書の漢文では伝写の際、西<sup>△</sup>句<sup>△</sup>が<sup>△</sup>つまつて「蜀」となり、更に「蜀」に訛することは實際的に有得ること

であろう。しかし、「句」と「嘔」の発音が漢代同一であつたと云ふ御意見は如何であろうか。「嘔」は淮南子人間訓に西嘔君訳吁末として見えるのみで、史記・漢書では何れも「甌」に作るが、どちらも広韻・集韻・正韻共に烏侯切、音歐又は嘔であるので、「嘔」、「甌」相通たること、従つて西嘔即西甌たることも疑はない。これに反して、「嘔」と「句」の音韻には可成りの隔りがあると見ねばならぬ。今双方の反切を見るに、「嘔」には三値あり、

一、烏侯切、音歐（広韻、集韻、韻会、正韻）、

烏侯反、与謳通（釈文）、

烏后切（広韻）、

於口切、从音欧（集韻、韻会、正韻）、

从威遇切、音謳（集韻、韻会）、

二、从囟于切、音訏（集韻、韻会、正韻）、

从春朱切、音枢（集韻、類篇）、

三、虧于切、音區（集韻）、

「句」にも三値あり、

一、九遇切（唐韻）、俱遇切、从音履（集韻、韻会）、

古候切（広韻）、居候切、从音遘（集韻、韻会、正韻）、

古有切、音九（索隱）、

二、其俱切（広韻）、權俱切、从音衢（集韻）、

恭于切、音俱（集韻）、句音俱（索隱）、

安陽王の出自について

## 三、亦作區(集韻)、區音勾、古侯反(釈文)、

これを要するに、「嘔」、「句」両字の反切、从音を比較するに、双方の音韻関係は可成り疏遠であり、嘔(集韻・虧于切、音區)と句(集韻・亦作區)の両字は僅かに「區」を通じて同音の字として使用された可能性が稀にあることを推測出来るにすぎない。Karlgren の Analytic Dictionary of Chinese も「嘔」の古音は *ou*、「句」の古音は *kau*, *kiu* と云う風に異つた音値を与えていることは注目すべきである。

更に「西句」なる名称は越南古代史に関する史料には見えないことも注意せねばならない。藤原氏は何を根拠にして「西句」なる名称を挙げられたかは言明されていない。饒氏も指摘するやうに古代の史籍で安陽王を「西句王」と呼んだものはなく、又別に異伝があつて傍証に資するものもない現状に於ては西句を西嘔(甌)と同一視することは如何かと思はれる。

次に饒氏の云われるように、索隱姚氏按語に見られる維田云云と蜀王子安陽王の記事の出典が伝本によつて異なることはたしかに越南古代史の研究者に困惑を与えること云わねばならぬ。今史記の伝本として普通使用される涵芬楼影印本(乾隆四年校刊)や殿版本(開明書局廿五史本)の南越尉佗列伝を検ずるに、「佗因此以兵威刃財物賂遺閩越・西甌駱、役屬焉」なる有名な句の下に、索隱の注として、

姚氏案広州記云、交趾有駱田、仰潮水上下、人食其田、名為駱侯、諸県自名為駱將、銅印青綬、即今之令、後蜀王子將兵討駱侯、自称為安陽王、治封溪峴、後有南越王尉佗攻破安陽王、令二使典主交趾・九真二郡、即甌駱也(A条)、

と見えている。この記事を広雅叢書単刊本の史記索隱の同じ個処(B条)と対比せしめると、どつちも索隱の姚氏按語でありながら、A条の広州記に対して、B条は益州伝となし、又引文の字句は双方とも殆ど同一であるが、A条がB条を若干簡略化したのみである。要するに、A・Bとも同一のソースに属することは明らかであるので、従つて、その出典の書

名たる広州記と益州伝はどつちかゞ譌であると見なければならず、これが広州記と益州伝と云ふ二つの異なる原典から引用されたと考えるわけにはゆかない。そうすると姚氏按語の出典は広州記か、益州伝かのどちらかと云ふ問題になる。

しかし引文の内容は南越王趙佗の交州に於ける勢力発展の一段階として安陽王を伐つたことが主題であるので、かゝる記事が広州記に見えることは、単に安陽王が蜀王子と伝えられるが故に「益州伝」に記載されるよりもはるかに自然であると考へねばならぬ。要するに、姚氏按語が引用した原典は広州記であると見るのが合理的であり、広雅叢書単刊本の史記索隱に見える「益州伝」は「広州記」の譌であると断定する以外にない。

蜀王子安陽王に関する所伝は別に沈懷遠の南越志にも見えている。太平広記(卷四八二、交趾条及び南越条)に云わく、南越志、交趾之地頗為膏腴、旧有君長曰雄王、其佐曰雄侯、後有蜀王将兵三万討雄王滅之、蜀以其子為安陽王治交州、其国城在今平道県東、其城九重、周九里、土庶蕃阜。

上引文に見える平道県は太平寰宇記(卷一七〇)交州平道県条では「平道県、漢封溪県地」とあつて、明らかに封溪の故地であるが、同引文にて雒又は駱に当る字が何れも「雄」となつて居り、旧唐書(卷四十一)地理志安南都護府平道県条に引く南越志同条の文も「雄」に作る。ガスパルドヌ教授はこれによつて、上代交州の政治・社会組織に関する伝承の中に交州外域記・広州記と南越志の二系統があると見、「雒田」と「雄田」の併存を考えられ、従つて雄王の存在をも肯定せんとしたのであるが、羅香林教授や筆者はマスpero以来の通説に従つて、南越志の「雄」字を越史略の「確」と同じく、「雒」の譌とみなしている。

雄王や安陽王に関する南越志の文は上述の太平広記・旧唐書以外に太平寰宇記(卷一七〇、交州安陽王故城及び平道県条)に夫々引かれているが、その文面には可成りの出入があり、太平寰宇記平道県条の引文は旧唐書所引の文と同じオリジナルテキストによつたものと思はれる。今テキスト異同の問題を細く検討するいとまはないが、旧唐書地理志に引かれ

た南越志が原文に最も近いものとして、その内容を他の古伝と対比せしめると、南越志(C)と交州外域記(A)や広州記(B)間の記述内容も稍々ちがつて居り、A・Bでは蜀王子が雒を征した人物で、安陽王はその尊号であると解せられるのに対して、Cの方は雄(雒)王を征服したのは蜀王で、その王子が安陽王となつて交州を治めたとなつて居る。換言すれば、A・Bでは蜀王子がどこか外部から進出して来て雒越を征服し、その新征服の地に君臨したとされるのに対して、Cによれば、蜀王国は別にあり、滅亡した雄(雒)王の領土は蜀のコロニーとして蜀王から派遣された王子が安陽王として治めたと云う風に解せられる。いづれにせよ、安陽王を蜀の出身となす伝承は交州外域記、広州記及び南越志の三書に見えるのみで、前二者と南越志の内容や字句に若干の相異は認められるけれども、何れも同一のオリジナルソースから出たものであり、目下の史料の状態より見て、この三書以外に別書(例えば益州伝の如き)の所伝があるとは考えられない。

次に饒氏は安陽王関係の史料として、日南伝、太康地記、劉欣期交州記、劉昭統漢郡国志注、李石統博物志等の所伝を列挙されたが、これらの史文は何れも南越の安陽王征服にからむ神弩物語或は南越太子(仲)始と安陽王女眉珠(媚娘)間のロマンスに関するもので、一として安陽王が蜀王子の出身であることに言及したものはない。要するに、これらの所伝は安陽王乃至はその王国の实在性を証するものではあつても、安陽王が蜀国の王子であるかどうかと云う問題に対しては何らの示唆をも与えていない。かく見ると、問題を安陽王の出自に限定して考える場合、饒氏の藤原説に対する反論は十分に根拠のあるものとは見なし難く、安陽王出自の問題は依然未解決のまゝ残されていると云わねばならぬ。

筆者はこの問題を解く一つの試みとして、安陽王を西甌—西甌—西于と云ふ一連の国名と関連させて考えたいと思ふ。一九五二年、筆者が交趾名称考(文史哲学報・第四期)を発表した際、安陽王の問題にも触れ、その滅亡年代は綱目や全書に従つて、秦二世の二年(前二〇八)となし、南越が安陽王を討滅した事件は秦末趙佗が象郡を兼併した際の軍事行動の一部であると見なした。又淮南子人間訓に見える西甌が西甌に当り、西甌が又漢代交趾郡管下の大県である西于県には

は相当することは杉本博士がつとに考証せられ、筆者も交趾名称考でほぼ同じ史料に基いて論考を加えた。その考証はここでは繰返さないが、西于県的位置は紅河・黒江・明江の合流点及び周辺の地で、山西・北寧・福安・永安・越池・富寿各省に跨る広大な地域である。

更に、西于及び西于王なる名称も漢武帝元鼎六年（前一一一）の九郡設置以前の年代から確実に存在したことは注目せねばならない。趙佗が西甌を役属したのち、西甌は西于となり、その君長は西于王と称せられたが、マスペロの推考によれば、南越が亡んだ際、その藩属の一である西于王は独立を企図したが、久しからずしてその部将たる甌駱左将の黄同に斬られた。黄同はその功によつて元封元年（前一一〇）下鄜侯に封ぜられ、七百戸の食邑を賜っている。漢武の九郡設置以後、西于は故名を保留し、西于県となつて交趾郡に属し、一百五十年後、後漢光武帝の建武十八年（四二）馬援が徵姉妹の乱を平定したのち、西于県の面積が余りにも広大であり、人口も多すぎて、漢の統治に差支える理由を以て封溪と望海の二県に分割されたのである。そのいきさつについて、後漢書馬援伝に云わく、

援奏言西于県戸有三万二千、遠界去庭千余里、請分為封溪・望海二県、許之。

同じ内容の記事は水経注（卷三十七）、後漢記（卷七）及び資治通鑑（卷四十五）にも見えているが、その県名について、水経注は「西南」、通鑑は「西里」となす。マスペロは「南」を「里」の譌と見るが、筆者は「南」、「里」共に「禺」の譌と見たい。「禺」は番禺の例に見られる如く、嶺南地方によく見掛ける地名である。「禺」の音韻は元具切、从音遇（韻会）或は遇俱切、音虞（広韻）で、「于」の音韻は羽俱切又は雲俱切、从音迂（集韻、韻会、正韻）であつて、その間の音値は殆ど同音と目されるので、多分西甌・西于は「西禺」とも書かれたゝめに、西南、西里の如き譌文をも生じたのであろう。一方、上引文の如く、後漢の初、西于県が二分されて、封溪・望海の二県となつたのであるが、交州外域記・広州記共に安陽王の都が封溪県にあつたと記すことは、とりもなほさず、西于がかつて安陽王の王国乃至はその一部份であ

つたことの明証であり、安陽王が西于王とも称した可能性のあることが推測される。

更に「于」の古字は「𠄎」に作り、「𠄎」は「粵」の声符であり、且つ「粵」・「越」は相通の字であることに注意すれば、西于は「西粵」であり、又「西越」でもあるわけである。「西越」なる名称は史記南越尉佗列伝や漢書の趙佗伝には現われて来ないけれども、前者に、

其（筆者注：南越）東閩越、千人衆、号称王、

其（筆者注：南越）西甌駱、裸国、亦称王

後者に、

（蛮夷中）西有西甌、其衆半羸、南面称王、

東有閩越、其中数千人、亦称王、

と見えて居り、いづれも番禺（広州）を中心とした南越の位置を基準とした記述であり、南越の西にある甌駱と西甌、裸国と半羸（はだか）、「亦称王」と「南面称王」の各句は完全に合致し、「西越」なる名称乃至概念は充分生じうる可能性のある事がうかがわれる。

以上筆者の考察にして大過なしとせば、安陽王は原来西甌（嘔）の王乃至は王子であり、西于王とも称したと推考されるが、これが後世「蜀王子安陽王」なる誤解を生じたのは、或は「西于」の二字が伝写の際、西于 || 西𠄎 ↓ 粵 ↓ 蜀と云ふやうな形譌の過程を経た結果であらう。

西甌と雒越の概念も上文の考察からこれを明瞭にすることが出来る。西甌・雒越共に百越の中に於ける重要な二つの集団であるが、西甌（又は西嘔・西于）は南越の西にあつた一つの種族国家であり、雒（駱）又は雒越は南越の西南にあつた別の種族国家であり、安陽王の征服によつて、西甌と雒越の統合国家が形成され、これが西甌雒（駱）又は甌駱と呼ば

れたのである。又西甌と雒越の位置に就いても未だ明確に考定されていないが、羅香林氏は唐宋地理学者の説、特に旧唐書地理志や李吉甫元和郡県志の諸説を参考して、西甌の居地は今の広西柳江以東、湖南省衡陽西南、南は蒼梧封川、北は今の貴州・広西両省の境界であり、雒越は東は広西省南寧から南は広東省、雷州半島、海南島からベトナム東北部・中部を含み、就中、北部ベトナムがその中心であり、西甌と駱越の境界は柳江西岸地区であつたらしい、つまり柳江から東南が西甌、柳江から西の方が雒越であらうと推考された。これは極く大ざっぱな推論であり、当時の西南夷の諸国、哀牢、夜郎、滇国等の疆域との関係も未だに不明であるが、かゝる西甌の位置は浙江南部の甌江を中心とした東甌（甌越）の位置とも東西相呼応する形勢にあり、松本信広教授が曾つて考えられた西甌の位置にも相通するものあり、大体に於て正鵠を得たものと認められる。さすれば、湖南、広西、貴州の接壤地帯から南下した西甌（西于）の軍隊が北ベトナム東京デルタの雒越中心部を征服し、「南」（陽）を安んじる意味の「安陽王」の称号を以て、これに君臨したと云うこともあり得るわけで、これが史実に比較的近い、合理的な見方ではないかとひそかに考える次第である。

#### 参考文献

- 一、松本信広教授、印度支那の民族と文化、昭和十七年
- 二、杉本直治郎教授、秦漢両代における中国南境について、史学雑誌、第五十九編十一号、昭和廿五年十一月。及び同教授著「東南アジア研究」I、東京、昭和三十一年
- 三、和田清教授、南越建国の始末、史林、第廿六卷、第一号。
- 四、Prof. Emile Gaspardone, Champs Lo et champs Hiong, Journal Asiatique, 1955.
- 五、羅香林教授、百越源流與文化（中華叢書）、特にその中の一章「安陽王の出自について」
- 六、Trần-trung-Kim, Việt-nam Sử-lược (越南史略)、1954, Saigon. (5e edition)
- 七、Đào-duy-Anh, Cổ sử Việt nam (越南古史)、Hanoi, 1955.
- 八、藤原利一郎教授、安陽王と西甌—ヴェトナム古代史小攷—、古代文化、第十八卷二号、昭和四十二年二月。別に、安陽王與西甌、東南亜研究、第三卷、新加坡、一九六七年。

九、饒宗頤教授、安陽王と日南伝に就て、史学第四十二卷三号、昭和四十五年。

十、久村因、古代西南支那の歴史地理研究法に関する一試論、南方史研究、I、一九五九年。

十一、拙著、交趾名称考、文史哲学報第四期、民国四十一年十二

月、台湾。

十二、拙著、安南訳語の研究、序論、頁一―四二、一九六九年、東京。

(一九七〇年一月、三田第三研究室にて)